

[事案 24-86] 高度障害保険金支払請求

・平成 24 年 11 月 28 日 裁定打切り

<事案の概要>

募集人に病状を告げて契約したが、契約前発病を理由に保険金不支払とされたことを不服として、保険金の支払い、もしくは、既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの（申立人は、契約者の成年後見人）。

<申立人の主張>

平成 6 年 1 月、契約者は、アルツハイマー病疑いの診断が出たことを募集人に告げ、保険に入れるか確認したところ、「入れる可能性がある」と言われたので契約した。その後、平成 22 年に高度障害保険金の請求をしたが、契約前発病を理由に不支払とされた。

下記のとおり、不払いの結果について承諾できないので、高度障害保険金の支払い、もしくは、既払込保険料の返還を求める。

- (1) 加入時、募集人の不告知教唆があり、保険会社側が責任開始期前発病を了知していたにもかかわらず、保険会社が責任開始期前発病の不担保を主張することは信義則に反する。
- (2) アルツハイマー病の特性からすると、将来的に高度障害状態になる確率は、他の疾病よりもかなり高いと思われるのに、募集人は、責任開始期前の発病であれば高度障害保険金が支払われない旨の説明を怠った。また、加入診査がきちんと行われていなかった。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人が主張する募集人による不告知教唆、保険会社の責任開始期前の発病了知の事実はいずれも認められず、保険会社が責任開始期前発病の不担保を主張することが信義に反するような事情は存在しない。
- (2) 保険会社は責任開始期前の発病の不担保について説明責任を果たしており、加入診査も適切に行われている。また、保険会社はアルツハイマー病について了知していないため、これを前提とした説明・診査を行うこともできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、本件の争点は、本契約の申込み当時（平成 6 年 1 月）における契約者の意思能力の存否が問題とされるべきであると考え、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容、および申立人、募集人からの事情聴取の内容に基づき審理した。審理の結果、下記の事情を総合斟酌すると、契約者には意思能力が欠けていた可能性も否定できないものの、意思能力が欠けていたとまで確信を抱くことはできず、この点につき正確に判断するためには、過去に遡って全医療記録を取り寄せ、医学鑑定等により、申込み当時の契約者の精神能力の程度を判定することが不可欠であることから、本件の適正な解決は、裁判所の訴訟手続においてなされるべきであるとの結論に達し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条第 1 項 4 号により、その理由を明らかにして裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 関係証拠および事情聴取の結果によると、①契約者は、物忘れがひどくなってきたことを理由として、平成5年9月に、病院においてMR I 検査を受けていること、②同月、同MR I 検査の結果を待って、大学医学部附属病院を受診しており、MR I では脳の委縮が見られ、アルツハイマーとは診断されていないものの、その可能性が高いとされていること、③契約者は、平成6年1月に入院し、アルツハイマー病の投薬治療を受けたこと、などが認められる。
- (2) 入院先病院が作成した書面には、「当時の状態では、一般的に初対面者が会話をしてもすぐに会話にほころびがみられるはずであり、ましてや初診医が診察をすれば問診の段階で認知症に気付かないことはかなり考えにくいものと思われる。」との記載がある。